

「子供に万引きをさせない連絡協議会」設置要綱

	平成18年	11月	1日	18青総総第	519号
改正	平成19年	4月	1日	18青総総第	766号
改正	平成19年	9月26日		19青総青第	469号
改正	平成23年	1月31日		22青総青第	995号
改正	平成24年	11月30日		24青総青第	855号
改正	平成31年	3月29日		30青総青第	1346号
改正	令和4年	3月30日		3都安総都第	870号
改正	令和6年	6月20日		6生安都第	373号
改正	令和7年	3月25日		6生総総第	2818号

(設置目的)

第1条 子供の非行防止や健全育成に資するため、子供の万引き防止対策について協議し、子供に万引きをさせない取組を推進することを目的として、「子供に万引きをさせない連絡協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- (1) 子供の万引き防止対策に関する事
- (2) 子供に万引きをさせない取組の推進に関する事
- (3) 子供及び保護者等に対する啓発活動に関する事
- (4) その他必要な事項に関する事

(構成)

第3条 協議会は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 協議会に会長、副会長及び事務局を置く。
- 3 会長は、委員の中から互選により定める。
- 4 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 5 事務局は、東京都都民安全総合対策本部総合推進部都民安全課に置く。
- 6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。なお、任期途中で委員が交代した場合、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営等)

第4条 協議会の運営等は、次のとおりとする。

- (1) 協議会は、会長が招集し主宰する。
- (2) 副会長は、会長に事故がある場合または会長が欠ける場合には、会長の職務を代理する。
- (3) 会長及び副会長ともに事故がある場合または欠ける場合には、事務局が招集する。
- (4) 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の個人、企業、業界団体等の出席を求めることができる。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営その他必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年11月 1日から施行する。

この要綱は、平成19年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成19年 5月25日から施行する。

この要綱は、平成23年 1月31日から施行する。

この要綱は、平成24年11月30日から施行する。

この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 4年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 6年 7月 3日から施行する。

この要綱は、令和 7年 4月 1日から施行する。

別 表

子供に万引きをさせない連絡協議会 委員

○学識経験者

○健全育成団体等

東京少年補導員連絡協議会 副会長
一般社団法人東京都 PTA 協議会 会長
東京私立初等学校協会 副会長
東京私立初等学校父母の会連合会 会長
東京都公立中学校 P T A 協議会 会長
一般財団法人東京私立中学高等学校協会 総務部副部長
東京都私立中学高等学校父母の会中央連合会 会長
東京都青少年委員会連合会 会長
東京都民生児童委員連合会 常任協議委員
公益財団法人東京防犯協会連合会 専務理事
一般社団法人東京母の会連合会 副理事長
東京都商店街振興組合連合会 代表理事
特定非営利活動法人全国万引犯罪防止機構 事務局長
東京三弁護士会が推薦する者（2名以内）

○行政等

東京都 都民安全総合対策本部 総合推進部 共生社会担当課長
東京都 教育庁 指導部 主任指導主事（生徒指導担当）
警視庁 生活安全部 管理官 少年育成課 課長代理